



三次市妊婦支援給付金事業のご案内



すべての妊婦・子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てしていただけるように、ネウボラみよしでの身近で切れ目のない「相談支援」とともに、出産・子育てにかかる費用の負担軽減を図るための「経済的支援（給付金）」をあわせて行います。

【給付金と対象者】 ※他の自治体で受給済みの方は対象外です。

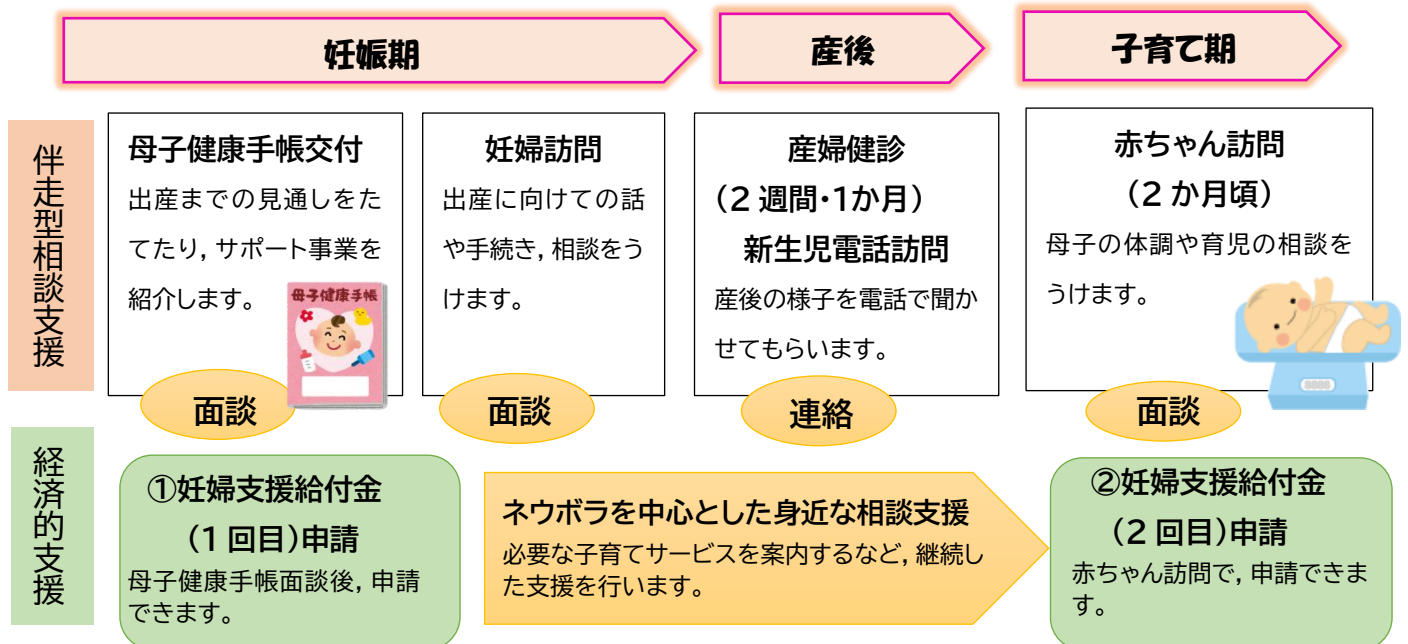
① 妊婦支援給付金(1回目) 妊婦に5万円給付

※ 産婦人科で胎児心拍が確認された後、流産・死産・人工中絶の場合も対象です。

② 妊婦支援給付金(2回目) 妊婦に5万円給付

※子ども1人あたり5万円（双子の場合は10万円）。流産・死産・人工中絶の場合も対象です。

【事業内容】★ネウボラみよし 支援の流れ★



【必要書類】

① 妊婦支援給付金 (1回目)

- 妊娠届出書
- アンケート
- 本人確認書類の写し（運転免許証，マイナンバーカード，パスポート等いずれか）
- 受取口座確認書類の写し（申請者名義の通帳，キャッシュカードなど）

※母子健康手帳交付前の流産・死産・人工妊娠中絶の場合は診断書が必要です。（診断書料は病院へお問合せください。）

② 妊婦支援給付金(2回目)

- 子ども（胎児）の数の届出書
- アンケート
- 本人確認書類の写し（運転免許証，マイナンバーカード，パスポート等いずれか）
- 受取口座確認書類の写し（申請者名義の通帳，キャッシュカードなど）

❁問い合わせ先❁

ネウボラみよし（三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター）
 三次市健康推進課 TEL (0824) 62-6257 FAX (0824) 62-6382

相談支援も行って
 います。お気軽にお
 声がけください。

